

令和 8 年 3 月 6 日

○条例

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車
施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

○規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正
する規則

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

消防法等施行細則の一部を改正する規則

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

第7次小田原市総合計画第1期実行計画の効果的かつ効率的な推進を図るための組織機構の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 コンプライアンス推進室の新設（第1条及び第2条関係）

職員のコンプライアンスの推進に関する事務を分掌させるため、新たにコンプライアンス推進室を設置することとし、当該事務を企画部コンプライアンス推進課からコンプライアンス推進室に移管することとする。

2 事務分掌の変更（第2条関係）

(1) 公共施設の総合的調整に関する事務

新たに公共施設の総合的調整に関する事務を企画部に分掌させることとする。

(2) 財政に関する事務

財政に関する事務を総務部から企画部に移管することとする。

(3) 定数管理及び職制に関する事務並びに職員の人事、研修及び福利厚生に関する事務

定数管理及び職制に関する事務並びに職員の人事、研修及び福利厚生に関する事務を企画部から総務部に移管することとする。

3 小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正（附則第2項関係）

1によるコンプライアンス推進室の新設に伴い、消防長の資格要件について所要の規定の整備を行うこととする。（第2条関係）

[適 用]

令和8年4月1日

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 号

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

小田原市部等設置条例（昭和 4 2 年小田原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「広報広聴室」を「広報広聴室
コンプライアンス推進室」に改める。

第 2 条広報広聴室の事務分掌の次に次の室名及び事務分掌を加える。

コンプライアンス推進室

(1) 職員のコンプライアンスの推進に関する事項

第 2 条企画部の事務分掌(4)及び(5)を次のように改める。

(4) 組織に関する事項

(5) 財政に関する事項

第 2 条企画部の事務分掌中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 公共施設の総合的調整に関する事項

第 2 条総務部の事務分掌(4)を次のように改める。

(4) 定数管理及び職制に関する事項

第 2 条総務部の事務分掌中(9)を(10)とし、(5)から(8)までを 1 ずつ繰り下げ、(4)の次に次のように加える。

(5) 職員の人事、研修及び福利厚生に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

2 小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成 2 6 年小田原市条例第 1

号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び広報広聴室」を「、広報広聴室及びコンプライアンス推進室」に改める。

小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立総合医療センターに新たに歯科医師を配置することに伴い、管理監督職勤務上限年齢制の対象から歯科医師を除くこととする等のため改正する。

[内 容]

1 管理監督職勤務上限年齢制に係る歯科医師の除外（第5条関係）

病院事業企業職員であって、管理職手当を支給される職にある歯科医師は、管理監督職勤務上限年齢制の対象としないこととする。

2 定年の引上げに関する経過措置に係る規定の整備（附則第4項関係）

病院事業の業務に従事する歯科医師の定年（満65歳）には、令和13年4月1日までの段階的な定年の引上げに関する経過措置を適用しないこととする。

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 号

小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の定年等に関する条例（昭和 5 8 年小田原市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「医師」の次に「及び歯科医師」を加える。

附則第 4 項中「医師」の次に「及び歯科医療業務に従事する歯科医師」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金が寄附金税額控除の対象とされることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 寄附金税額控除の対象となる寄附金の種類の追加（第12条の2関係）

寄附金税額控除の対象となる寄附金に、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を追加することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

1 寄附金税額控除の対象となる寄附金の種類の追加

令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用

2 上記以外

公布の日

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 4 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「各事業年度の終了の日（」を削り、「の規定（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第88条の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあつては、その事業年度開始の日から6箇月の期間の末日）」を「に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日」に改める。

第12条の2第1項中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第12条の2第1項の規定の適用については、同項中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。
であります。

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

[改正理由]

卸売市場法等が一部改正され、地方卸売市場の認定要件に市場で取り扱う指定飲食料品等の公表等に係る事項が追加されることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

市長は、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならないこととする。（第35条の3及び第60条の2関係）

- (1) 取扱品目のうち指定飲食料品等に該当するもの
- (2) (1)について、指定飲食料品等事業者等との間の取引において持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標
- (3) 飲食料品等の持続的な供給を図るため、飲食料品等事業者等との間の飲食料品等に係る取引において講ずるよう努めなければならない措置の内容

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 5 号

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

小田原市公設地方卸売市場条例（昭和 47 年小田原市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（開設者による食品等持続的供給法に係る公表）

第 35 条の 3 市長は、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等に該当するもの
 - (2) 前号に規定するものに係る食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標
 - (3) 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容
- 第 60 条の 2 中「、第 35 条及び第 35 条の 2」を「及び第 35 条から第 35 条の 3 まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

駐車場法施行令が一部改正され、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物の用途に共同住宅が追加されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第1条関係）

開発事業における駐車施設の配置に係る基準について所要の規定の整備を行うこととする。（第38条関係）

- 2 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（改正条例第2条関係）

駐車場整備地区等における配送等の実態調査の必要性を踏まえ、共同住宅を荷さばきのための駐車施設の附置義務の対象としない等の従来どおりの附置義務の基準とするための規定の整備を行うこととする。（第2条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 6 号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（平成 15 年小田原市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

(小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 特定用途 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場をいう。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

近年の大規模な林野火災の発生状況を踏まえ、その予防の実行性を高める観点から林野火災に関する注意報を発することができることとする等のため改正する。

[内 容]

1 小田原市火災予防条例の一部改正（改正条例第1条関係）

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の緩和（第29条関係）

住宅等における火を使用する設備等の状況を踏まえ、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用の制限に係る規定を削除することとする。

(2) 林野火災に関する注意報（第29条の8関係）

ア 林野火災に関する注意報の発令等

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとし、当該注意報が発せられている間、市の区域に在る者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。

イ 火の使用の制限に係る努力義務の対象となる区域の指定

市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限に係る努力義務の対象となる区域を指定することができることとする。

(3) 火災に関する警報の発令に伴う火の使用の制限の対象となる区域の指定（第29条の9関係）

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。

(4) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の対象となる期間及び区域の指定（第45条関係）

消防長は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとする。

(5) その他

規定を整備することとする。

2 小田原市火入れに関する条例の一部改正（改正条例第2条関係）

(1) 火入れの中止に係る条件の追加（第13条関係）

火入れの中止に係る条件に、林野火災に関する注意報が発せられた場合を追加することとする。

(2) その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 7 号

小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(小田原市火災予防条例の一部改正)

第 1 条 小田原市火災予防条例（昭和 37 年小田原市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2～第 29 条の 7）」を「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2～第 29 条の 7）」を第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）」に改める。

第 29 条中「警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限

の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第 29 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に改める。

第 45 条第 1 号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

(小田原市火入れに関する条例の一部改正)

第 2 条 小田原市火入れに関する条例(昭和 59 年小田原市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条中「異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「乾燥注意報、火災に関する警報又は林野火災に関する注意報が発せられた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。（第29条、様式第16号及び様式第16号の2関係）

[適 用]

公布の日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年小田原市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 項中「政令第 43 条の 5 第 1 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第 47 条第 1 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第 2 項中「政令第 43 条の 5 第 6 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第 47 条第 6 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改める。

様式第 16 号中「政令第 43 条の 5 第 1 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第 47 条第 1 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「第 43 条の 5 第 1 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の」を「第 47 条第 1 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の」に改める。

様式第 16 号の 2 中「政令第 43 条の 5 第 6 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「政令第 47 条第 6 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「第 43 条の 5 第 6 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の」を「第 47 条第 6 項の規定による高額障害福祉サービス等給付費の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市火災予防条例が一部改正され、林野火災に関する注意報を発することができることとされることに伴い、当該注意報の発令等に係る基準を定めるため改正する。

[内 容]

1 林野火災に関する注意報の発令及び解除（新第4条の2関係）

林野火災に関する注意報は、気象の状況が次のいずれかに該当する場合に発することとし、次のいずれにも該当しなくなったときに解除することとする。また、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により、林野火災に関する注意報を発しないことができることとする。

(1) 注意報を発しようとする日（以下「発令の日」という。）前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、発令の日前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。

(2) 発令の日前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発せられているとき。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 5 号

小田原市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市火災予防条例施行規則（昭和 59 年小田原市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 を第 4 条の 4 とし、第 4 条の 2 を第 4 条の 3 とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（林野火災に関する注意報の発令及び解除）

第 4 条の 2 条例第 29 条の 8 の規定による林野火災に関する注意報は、気象の状況が次の各号のいずれかに該当する場合に発するものとする。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により、注意報を発しないことができる。

(1) 注意報を発しようとする日（以下この項において「発令の日」という。）前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下であり、かつ、発令の前 30 日間の合計降水量が 30 ミリメートル以下のとき。

(2) 発令の前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発せられているとき。

2 前項の規定により発した注意報は、気象の状況が同項各号の規定に該当しなくなったときに解除する。

第 12 条中「第 4 条の 3」を「第 4 条の 4」に改める。

様式第 3 号の 2 中「第 4 条の 2 関係」を「第 4 条の 3 関係」に改める。

様式第 3 号の 3 中「第 4 条の 3 関係」を「第 4 条の 4 関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消防法等施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令等に係る基準を定めるため改正する。

[内 容]

1 林野火災警報の発令及び解除（第13条関係）

林野火災の予防を目的とした火災に関する警報は、気象の状況が次のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発せられている場合に発することとし、次のいずれにも該当しなくなったとき又は強風注意報が解除されたときに解除することとする。また、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により、当該警報を発しないことができることとする。

(1) 警報を発しようとする日（以下「発令の日」という。）前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、発令の日前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。

(2) 発令の日前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発せられているとき。

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

消防法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 6 号

消防法等施行細則の一部を改正する規則

消防法等施行細則（昭和 59 年小田原市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項本文中「警報」の次に「（次条第 1 項の規定により発するものを除く。）」を加える。

本則に次の 1 条を加える。

（林野火災警報の発令及び解除）

第 13 条 法第 22 条第 3 項の規定による火災に関する警報であつて、林野火災の予防を目的とするものは、気象の状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発せられている場合に発するものとする。ただし、降雨、降雪その他これらに類する気象の状況により、警報を発しないことができる。

(1) 警報を発しようとする日（以下この項において「発令の日」という。）前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下であり、かつ、発令の日前 30 日間の合計降水量が 30 ミリメートル以下のとき。

(2) 発令の日前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下であり、かつ、乾燥注意報が発せられているとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の警報について準用する。この場合において、同条第 2 項中「ときに」とあるのは、「とき又は強風注意報が解除されたときに」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。